

設		精	
計		算	

工 事 設 計 書

行橋市行事八丁目

工 事 名 行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

（設 計 額） （消 費 税 額） （合 計）

工 事 費

+ =

第 号	工 事 の 大 要	面整備污水管渠築造工事（リブ硬質塩化ビニル管 φ 150、φ 200） 工事長（開削工事）：L=162.50m（φ 150 L=110.50m、φ 200 L=52.00m） ・管布設工：L=157.10m（φ 150 L=106.90m、φ 200 L=50.20m） ・組立 1 号マンホール設置工：6 箇所 ・公共污水樹設置工：14 箇所 ・付帯工：1 式
	起 工 理 由	

行橋市 下水道課

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
下水道工事（ 2 ） 01	1	式				
管きょ工(開削) φ150	1	式			明 1 号	
管きょ工(開削) φ200	1	式			明 2 号	
マンホール工	1	式			明 3 号	
取付管およびます工	1	式			明 4 号	
水替工	1	式			明 5 号	
付帯工	1	式			明 6 号	
仮設工	1	式			明 7 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
仮設材等の運搬(1 車 1 回) 往復 製品長12m以内 片道運搬距離4km		t			施 17 号	
仮設材等の積込み・取卸し費 基地積込→現場→基地取卸		t			施 18 号	

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 1 号 明細書 】 管きょ工(開削)φ150 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
管路土工	1	式				
機械掘削工(バックホウ) 加-ラ型 0.28m3	97	m3			施 1 号	
機械投入埋戻工(バックホウ) 加-ラ型 0.28m3 土質区分:砂	44	m3			施 2 号	
発生土運搬工(4t積級、機械積込み) 運搬距離4km	97	m3			施 3 号	
整地 残土受入れ地での処理	97	m3			P 1 号	
管布設工	1	式				
リブ付き硬質塩化ビニル管布設工 φ150	106.9	m			単 1 号	
管基礎工	1	式				
碎石基礎工(機械施工)	20	m3			施 4 号	
計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 2 号 明細書 】 管きょ工(開削)φ200 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
管路土工	1	式				
機械掘削工(バックホウ) 加-ラ型 0.28m3	49	m3			施 1 号	
機械投入埋戻工(バックホウ) 加-ラ型 0.28m3 土質区分:砂	22	m3			施 2 号	
発生土運搬工(4t積級、機械積込み) 運搬距離4km	49	m3			施 3 号	
整地 残土受入れ地での処理	49	m3			P 1 号	
管布設工	1	式				
リブ付き硬質塩化ビニル管布設工 φ200	50.2	m			単 2 号	
管基礎工	1	式				
碎石基礎工(機械施工)	10	m3			施 4 号	
計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 3 号 明細書 】 マンホール工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
組立マンホール工	1	式				
組立1号マンホール 材料費	1	式			C 1 号	
組立1号マンホール 設置費	1	式			C 2 号	
計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 4 号 明細書 】 取付管およびます工 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
管路土工	1	式				
機械掘削工(バックホウ) 加-ラ型 0.28m3	20	m3			施 1 号	
機械投入埋戻工(バックホウ) 加-ラ型 0.28m3 土質区分:砂	5	m3			施 2 号	
発生土運搬工(4t積級、機械積込み) 運搬距離4km	20	m3			施 3 号	
整地 残土受入れ地での処理	20	m3			P 1 号	
ます設置工	1	式				
污水樹設置工 φ200 T-14	14	組			単 3 号	
取付管布設工	1	式				
取付管布設および支管取付工【材工共】 管径100mm 取付管長3m未満 本管接続	8	箇所			施 5 号	
取付管布設および支管取付工【材工共】 管径100mm 取付管長3m未満 マンホール接続	4	箇所			施 6 号	
取付管布設および支管取付工【材工共】 管径150mm 取付管長3～5m未満	2	箇所			施 7 号	
計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 5 号 明細書 】 水替工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
開削水替工	1	式				
ポンプ運転工 作業時排水 発動発電機		日			施 8 号	
据付・撤去工	1	現場			施 9 号	
計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 6 号 明細書 】 付帯工							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
舗装撤去工	1	式					
舗装版切断	1	式			C 3 号		
舗装版破碎	1	式			C 4 号		
殻運搬処理	1	式			C 5 号		
舗装仮復旧工	1	式					
表層 仮復旧工	1	式			C 6 号		
舗装復旧工	1	式					
下層路盤	1	式			C 7 号		
上層路盤	1	式			C 8 号		
計							

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 7 号 明細書 】						
仮設工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
交通管理工	1	式				
交通誘導警備員B		人				
計						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 1 号 C 代価表 】 組立1号マンホ-ル 材料費 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
マンホ-ル鉄蓋(黒蓋)行橋市型 φ 600 T-14 浮上防止型 ロック付	6	組				
セーフティキャッチ(樹脂製) φ 600用	6	個				
調整金具 t=45mm	6	組				
調整リング 600 × 50mm	2	個				
調整リング 600 × 100mm	3	個				
調整リング 600 × 150mm	1	個				
1 号マンホ-ル斜壁 600 × 900 × 300mm	4	個				
1 号マンホ-ル斜壁 600 × 900 × 450mm	2	個				
1 号マンホ-ル管取付壁 900 × 600mm	2	個				
1 号マンホ-ル管取付壁 900 × 900mm	4	個				
1 号マンホ-ル底板 t=130mm	6	個				
リブマンホ-ル用可とう継手(MRGP-PRP) φ 150	8	個				

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町3工区）

【 第 1 号 C代価表 】

(続 き)

組立1号マホール 材料費

1 式 当り

[illegible]

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 2 号 C 代価表 】 組立1号マンホール 設置費 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
組立マンホール設置工 1号(900mm) 3m以下	6	箇所			施 13 号	
削孔費(0 号・ 1 号) φ 150用 塩ビ 管用	4	箇所				
削孔費(0 号・ 1 号) φ 200用 塩ビ 管用	2	箇所				
底部工(組立式)	6	箇所			施 14 号	
底部工(組立式) φ 200 インバートのみ	1	箇所			施 15 号	
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 3 号 C代価表 】 舗装版切断 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	391	m			P 3 号	
汚泥運搬・処分	2	m3			単 4 号	
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 4 号 C代価表 】 舗装版破碎						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	158	m2			P 4 号	
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 5 号 C代価表 】 殻運搬処理						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	7	m3			P 5 号	
産業廃棄物中間処理料アスファルト(掘削) (積算単価)京築県土管内(旧行橋土木)	7	m3				
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町3工区）

【 第 6 号 C代価表 】

表層 仮復旧工

1 式 当り

[illegible]

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 7 号 C代価表 】 下層路盤						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
下層路盤(歩道部) 全仕上り厚200mm 1層施工	151	m2			P 7 号	
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 8 号 C代価表 】 上層路盤						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
上層路盤(歩道部) 全仕上り厚170mm 2層施工	156	m2			P 8 号	
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町3工区）

【 第 1 号 单価表 】

リブ付き硬質塩化ビニル管布設工 φ150

1 m 当り

[illegible]

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町3工区）

【 第 2 号 单 価 表 】

リブ付き硬質塩化ビニル管布設工 φ200

1 m 当り

[illegible]

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 3 号 単価表 】 污水樹設置工 φ200 T-14 1 組 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
污水樹用保護鉄蓋(黒蓋) 行橋市型 φ200 T-14 中間樹100・台座込	1	組				
ます設置工(塩化ビニル製)【材工共】 ます径200mm 施工規模5箇所以上	1	箇所			施 16 号	
計						
単位当たり						

行事地区面整備污水管渠築造工事（北町 3 工区）

【 第 4 号 単価表 】						
汚泥運搬・処分						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
汚泥吸排車運搬 運搬距離22.6km	1	m3			施 20 号	
汚泥処分費 中間処理 比重1.1t/m3	1	m3				
計						
単位当たり						

特記仕様書

工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款28条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものという。

1 被害の防止

請負者は、工事を施行するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

2 補償責任

第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。

- (1) 請負者が、契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。
- (2) 工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となった場合。
- (3) 請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。
- (4) 不可避免的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の100分の1以内）なもの。
- (5) 不可避免的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の100分の1）に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

3 被害の申出、確認

- (1) 請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

4 応急措置

- (1) 請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が、日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、速やかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。
- (2) 応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議

しなければならない。

また、応急措置を講じたときは、速やかに監督員に報告すること。

(3) 応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

5 補償交渉等

請負者は、補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。

掘削する区域及び延長について

請負者は、掘削する区域及び延長については、当日中に管布設及び埋戻が完了する範囲としなければならない。構造物基礎コンクリート及び巻立コンクリート打設等により当日中に埋戻が完了できない場合には、安全施設の設置、周知等をおこなう通行人等の危険防止に努めなければならない。

舗装の施工時期について

請負者は、舗装（表層・基層の本復旧）の時期については、原則として埋戻又は路盤完了後、少なくとも2週間経過後におこなわなければならない。また、経過期間中においては、段階確認（管路の通水確認）を受けなければならない。

埋設物の確認について

請負者は着手前に管網図を入手するなど、埋設物の確認を行い、損傷の無いように努めること。また、本市所有の上水道管については下水道工事に先立って切り廻し等を実施する場合がある為、常に最新の管網図であるかを監督員に確認すること。

上水道管の損傷については現地立会の上、負担割合について発注者、請負者双方で協議するものとする。

公共樹（取付管）の設置について

取付管の施工範囲は、官民境界より民地側に20cm程度貫入するものとする。